

弥富市スポーツ少年団軟式野球連盟内規

「弥富市スポーツ少年団軟式野球連盟規約」第4条1項の「少年野球大会の運営」を円滑に遂行するために、次の事項を内規とする。

1. 試合までの手続き等

- (1) 当市主催大会への申込選手登録は20名以内とする。登録された選手以外の児童のベンチ入りは認められない。
- (2) 選手以外では、監督、コーチ、スコアラー、代表者を務める者に限定して**合計5名**までベンチ入りが認められる。
- (3) 試合時は、抽選番号が若い方のチームが1塁側ベンチ、もう一方のチームが3塁側ベンチを使用する。
- (4) 試合をするチームは、試合開始予定時刻30分前に集合し、開始10分前までにメンバー表を張り番に提出する。理由なくして遅刻した(試合開始予定時刻10分前までに選手、監督等全員が来なかった)場合、そのチームを不戦敗とする。

2. プレーヤーと用具

【本項は各チームで責任をもって確認のこと】

- (1) 統一した帽子、ユニホームを着用し、運動靴又はスパイク(金具のついていないもの)を使用する。監督、コーチも同一とする。
- (2) 危険防止のため、捕手はヘルメット、マスク、プロテクター、レガース、ファールカップを使用する。又、打者、走者及びコーチャーは耳つきヘルメット(安全保障マーク入り)を着用する。
- (3) バットは少年野球用(安全保障マーク入り)を使用する。変形したものやひびが入ったバットは使用不可とする。
- (4) 使用球は内外ゴム(株)指定球とし、**当市連盟より提供**する。
- (5) 背番号は選手、監督、コーチ全員がつけるものとし、ピン等で留めることは禁止する(ホックはよい)。監督は30番、コーチは28番、29番、主将は10番とする。

3. 試合ルール

- (1) 適用する規則は、現行の公認野球規則及び本連盟の内規(本書)とする。
- (2) 試合は、最長**6**回までとする。正味の試合時間が90分前後に収まるように、**6**回以前であっても85分を過ぎて新しいイニングには入らないこととする。
- (3) 試合終了時に同点であった場合は、終了時点で出場していた選手各9名による抽選で決着する。ただし、決勝戦に限り後述する特別ルールを適用する。
- (4) 決勝戦において、**6**回あるいは85分を過ぎた時点の回が終ってもなお同点の場合は、次の特別ルールを適用する。
 - 前回最終打者を1塁走者とし、2塁、3塁は順次前の打者を走者とし(走者は投手を除くことができる)無死満塁の状態にして、継続打順より1イニングを行う。さらに同点の場合は出場選手9名で抽選により決着する。

- (5) 3回以降10点差、4回以降7点差以上の場合はコールドゲームとする。ただし決勝戦の場合はこのルールは適用されない。
- (6) 降雨又は日没により試合続行不可能となった場合、4回が終了していれば試合は成立する。尚、同点の場合は出場選手9名で抽選により決着する。
- (7) 試合前シートノックは後攻、先攻の順で5分以内で行う。(時間の関係で中止する場合がある) ノッカーは監督、コーチが行うこと。その時捕手および捕手後方の選手はヘルメット着用のこと。
- (8) 試合中の投球練習は初回と投手交代時には7球、その後のイニングは3球とする。
- (9) 投球練習時、代理の選手が捕手を務める場合もヘルメット、マスク着用のこと。選手で代理捕手をするのが不可能な場合、監督、コーチが行うことができる。
- (10) 試合中のキャッチボール・投球練習は、グラウンド内ファールゾーンの外に妨げにならない場所で、各チーム1組ずつ行うことができる。投球練習の場合、捕手はヘルメット、マスク着用のこと。
- (11) 抗議、選手交代の通告は監督が行う。
- (12) 監督は投球マウンドに行くことができる。但し、1イニング中に2回行けば投手交代となる。

4. 審判員について

- (1) 各チームは、自チームの試合当日に行なわれる他の1試合の審判2名分を担当する。但し、準決勝・決勝戦については、当市連盟の審判部が担当する。
- (2) 球審および2塁塁審は、担当する試合が1、3、5回戦の場合は抽選番号が奇数のチーム、2、4回戦の場合は偶数のチームが担当する。両チームとも奇数あるいは偶数の場合は、若番が担当する。但し、話し合いでの変更は可能とする。
- (3) 試合はできるが審判の都合がつかない場合は、当連盟で代行可能な場合もあるので事前相談のこと
(但し、球審の代行は4000円、塁審の代行は1名につき2000円徴収する。)
- (4) 不戦敗のチームも、既に決まっているその日の審判の責を果たすこと。

5. 不正行為

次の不正行為を行ったチームに対しては、以降の試合・大会への出場停止処置が与えられる。

- (1) 審判員やプレーヤーに暴言をはいたり、暴力をふるった場合
- (2) メンバー登録がされていない選手が出場した場合
- (3) 故意に試合を延ばしたり、だらけた試合をした場合
- (4) その他大会運営に支障をきたす行為を行った場合

6. 事故、傷害について

試合中及び前後の事故、傷害については各チームの指導者が責任をもって処置に当たり、本連盟は一切責任を負わない。

7. その他

- (1) 原則的に開会式当日 1 試合の消化をお願いする。
ただし、試合時間の調整は可能な限り相談に応じる。
- (2) この内規に記載のないものは、役員会で審議決定する。

平成20年7月施行

平成30年7月改正（主審の審判代行の徴収金額）

令和4年6月改正（試合のイニング数）

令和5年6月改正（コールドゲームのイニング数）